

事務連絡
平成20年2月25日

都道府県老人医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局
高齢者医療制度施行準備室

後期高齢者医療制度における保険者番号等の設定について

後期高齢者医療制度の施行準備につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度における保険者番号等の設定については、平成18年12月4日に開催いたしました、「全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局長会議」等においてお示ししてきたところであり、これに基づき、広域連合標準システム上の保険者番号の設定機能を構築するとともに、3月中には、診療報酬改定に伴うレセプト様式の変更等とあわせて、「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日厚生省保険局長等通知）の改正通知により、正式に通知する予定ですが、一方で、各後期高齢者医療広域連合より、3月に被保険者となる方に被保険者証を送付するに当たり、保険者番号等の設定についての確認のご照会が寄せられているところです。

このため、今般、保険者番号等の設定について、3月の通知で定める予定の内容について下記のとおりお示しするとともに、同通知の発出前であっても、下記により保険者番号等を設定の上、被保険者証の送付準備を進めていただくよう、お願いいたします。

つきましては、各都道府県担当者におかれましては、下記の内容についてご留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び後期高齢者医療広域連合等に周知が図られるよう、よろしくお願いいたします。

記

1 保険者番号

法別番号2桁、都道府県番号2桁、市町村番号3桁、検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。

(1) 法別番号 (2桁)

「39」とする。

(2) 都道府県番号 (2桁)

後期高齢者医療広域連合の所在地の都道府県ごとに、現行の老人医療及び他の医療保険と同様に、01～47とする。

(3) 市町村番号 (3桁)

○ レセプトを通じて、市町村ごとの医療費を正確に把握し、また、当該市町村ごとの費用負担を算定することを可能とするため、市町村番号を設定する。

○ 市町村番号は、一の後期高齢者医療広域連合の区域内の市町村ごとに、当該広域連合が定める。

○ 具体的には、介護保険の保険者番号中の市町村番号 (3桁) と同じ番号 (総務省において定める市区町村コード) とする。

※指定都市については、原則として、行政区単位の番号とするが、市単位の番号とすることも可能。

(4) 検証番号 (1桁)

現行の老人医療及び他の医療保険と同様の方法により算出した番号とする。

※ 具体的には、次により算出した番号とする。

① 法別番号、都道府県番号及び市町村番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

② ①で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

③ 10と②で算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

(例)

法別番号	都道府県番号	市町村番号	
3 9	2 8	2 0 ⑦ ←起点	
× ×	× ×	× × ×	
2 1	2 1	2 1 2	
↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓ ↘	
6 + 9	+ 4 + 8	+ 4 + 0 + (1 + 4) = 36	
			10 - 6 = 4 …検証番号

(5) 番号の管理

後期高齢者医療広域連合において管理するものとし、番号の設定変更に際しては、支払基金及び国保連合会に対して速やかに連絡するものとする。

2 被保険者番号

受給者区分7桁、検証番号1桁、計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。

(1) 受給者区分（7桁）

被保険者ごとに、広域連合が定める。

(2) 検証番号（1桁）

現行の老人医療及び他の医療保険と同様の方法（1の（4）の例）により算出した番号とする。